

件名	愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例
主管課	行政経営課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政手続法（平成5年法律第88号）</li> <li>・ デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）</li> </ul>
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>本条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）による行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正に伴い、公示の方法による聴聞の通知等をインターネットの利用等の方法により行うこととされたため、同法の改正内容を踏まえ、愛媛県行政手続条例の一部を改正するもの。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <p>行政庁が不利益処分をしようとする場合の聴聞及び弁明の機会の付与の通知について、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法を、行政手続法の改正内容と同様に、次のとおり改正する。</p> <p>（改正前）</p> <p>公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行う。</p> <p>（改正後）</p> <p>公示事項を規則で定める方法（インターネットによる公表）により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行う。</p>	
施行日	令和8年5月21日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	